⑧　「上記と併せて行う第１号工事～第６号工事」の欄には、証明者が法第41条の19の３第８項（同条第10項から第16項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、備考３(1)を参考に記載するものとする。なお、第４号工事については①住宅耐震改修工事を実施していない場合のみ選択し、第５号工事については②高齢者等居住改修工事等を実施していない場合のみ選択し、第６号工事については③一般断熱改修工事等を実施していない場合のみ選択し、同様の工事内容を重複して記載することがないように留意されたい。

(2)　「（２）実施した工事の内容」の欄には、法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条の28の５第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事（法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修又は法第41条の19の３第１項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第２項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第３項に規定する対象多世帯同居改修工事等、同条第４項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等若しくは同条第７項に規定する対象子育て対応改修工事等に該当するものを除く。以下同じ。）、施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取付け若しくは取替え、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(3)　「（３）実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。

①　「①　住宅耐震改修」の欄のうち、「ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年国土交通省告示第383号（以下「耐震改修費用告示」という。）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）を記載するものとする。

「イ　当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額」の欄には、「ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額」から「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

②　「②　高齢者等居住改修工事等」の欄のうち、「ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年国土交通省告示第384号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築工事の費用に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。